



報道機関 各位

記者発表資料

平成 28 年 12 月 8 日（木）

問い合わせ先：東日本交流拠点整備課

担当：武笠、島田、井上

電話：8 2 9 - 1 4 4 7

## 市営桜木駐車場用地における追加土壌分析調査について

### 1 覚知日

平成 28 年 12 月 8 日、業務受託者からの検査結果により土壌汚染が判明しました。検査結果の内容については 4 のとおりです。

### 2 所在地及び調査区域

市営桜木駐車場用地西側区域（さいたま市大宮区桜木町三丁目 1 - 1 外地内）



### 3 土壌分析調査の経緯

市営桜木駐車場用地の東側区域で実施した土壌分析調査において、国の基準値を超える特定有害物質が検出された事(平成 28 年 8 月 4 日付発表)を踏まえ、西側の未調査区域についても土壌分析調査を実施しました。

## 4 調査結果

試料採取日 平成 28 年 11 月 14 日～17 日

### ○測定結果

調査した西側区域において、新たに 2 検体について鉛及びその化合物の基準値超過が確認されました。なお、ダイオキシン及びアスベスト、「ふっ素及びその化合物（土壌溶出量）」を含むそのほかの特定有害物質については、西側区域における今回の調査では基準値の超過はありませんでした。

特定有害物質	基準値	検出値	基準値超過 検出数	試料数
鉛及びその化合物 (土壌含有量)	150mg/kg 以下*	160～290mg/kg	2 検体	22 検体

※ 一生涯（70 年間）、1 日あたり大人 100mg、子ども 200mg の土壌を摂食しても影響がでないと思われる値を基準値として定めている。

## 5 健康への影響

現地はアスファルト舗装がされており、調査箇所についても常温アスファルト合材にて被覆しているため、土壌が飛散する可能性、土壌を直接摂取する可能性は極めて低いと考えております。

## 6 今後の対応

今回の調査結果を速やかに市民に周知を図るとともに、周辺住民に影響が及ばないよう対策を講じてまいります。

また、この度の土壌分析調査は、あくまで表層調査であるため、今後、関係法令に則り特定有害物質による汚染の範囲を調査してまいります。その後、その調査結果を踏まえて関係法令の規定に基づき汚染土壌の適切な処理をしてまいります。

### (参考) 東側区域における対応について

平成 28 年 8 月 4 日付、記者発表資料でご報告した、当該用地東側区域については、詳細調査を実施しております。その対応及び結果については以下のとおりです。

#### (1) 鉛及びその化合物について

基準値を超過した鉛及びその化合物（土壌含有量）が検出された箇所について、詳細調査（深度方向）を実施しております。

#### (2) ふっ素及びその化合物について

基準値を超過したふっ素及びその化合物（土壌溶出量）が検出された箇所について、地下水への影響を調べるため、当該箇所の地下水を採取し水質の測定を行いました。地下水の検査結果報告（速報値）においてふっ素は検出されませんでした。

#### (3) ダイオキシン及びアスベストについて

東側区域についてもダイオキシン及びアスベストによる汚染は確認されませんでした。